一般競争入札公告
有限会社佐藤ピッグファーム　繁殖農場　新築工事

1，入札方法
一般競争入札とする。

2，最低制限価格
最低制限価格を設けるので、当価格より低い場合は無効とする。

3，入札参加資格条件
対象工事の一般競争入札に参加出来る者は、下記応募受付開始から入札執行日までの間において、次に掲げる条件を全て満たした者とします。
(1)三重県建設工事発注標準に定める建築工事一式のＡランクの者であること。
(2)菰野町又は四日市市に本社を有する者で、直近の経営事項審査結果通知書における建築一式工事の総合評定値(P)850 点以上であり、かつ経営状況の評点(Y)800 点以上である者で、過去に三重県内で 750 ㎡以上の豚舎の新築工事を元請業者として施工した実績があること。
(3)三重県建設工事等入札参加資格者名簿、菰野町入札参加資格者名簿、四日市市入札参加資格者名簿のいずれかに登録されていること。
(4)工事期間中は一級国家資格を有する担当技術者を常駐させること。
(5)農林水産省、三重県、菰野町及び四日市市から指名停止措置を受けていないこと。
(6)入札保証金及び契約保証金は求めない。
(7)予定価格の公表はしない。

4，受付・入札説明書、設計図書配布期間
(1)受付期間　　入札公告の日から 10 日間（土曜日・日曜日・祝日を除く）
(2)受付時間　　受付期間内に下記へ電子メールにて送信のこと（必着）
(3)受付場所　　〒512-0301　三重県四日市市水沢野田町 750-2
小粥建築設計室　電話　090-2570-8931
e-mail:yumemasa@m6.cty-net.ne.jp
(4)入札説明書等配布日時　受付期間に同じ（申込時刻によっては次の平日）
(5)配布方法　　入札参加申込者へファイル送信サービスを使用して、申込者が指定した電子メールアドレスへ通知・送信します。
ファイル保管期間は 3 日間です。必ずこの期間内にダウンロードしてください。

5，入札執行日
(1)入札執行日時　令和５年５月 26 日（金）午前 10 時　開札
(2)開札執行場所　〒510-1224　三重県三重郡菰野町大字川北 1982-11
有限会社佐藤ピッグファーム　事務所
(3)入札方法　　郵便入札（入札執行日の前日までに開札執行場所へ特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便のいずれかにて郵送、必着のこと。）
(4)開札方法　　事業主、三重県・菰野町の担当部署、設計者が立ち会い、開札して、予定価格内で最低制限価格を下回らない最低の価格を提示した、入札参加資格を満たす者を落札者とします。
開札への入札者の出席は任意とします。

6，工事概要

(1)工事名称　有限会社佐藤ピッグファーム　繁殖農場　新築工事

(2)工事場所　三重県三重郡菰野町大字川北字大沢 2068-1 ほか 35 筆

(3)建物規模　木造一部鉄骨造平屋建　延床面積　4,681.56 ㎡

(4)工事内容　繁殖農場（豚舎、堆肥舎、廃水処理施設、事務所）新築工事
建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事
養豚機械設備工事、コンポスト工事、家畜用廃水処理設備工事

7，工期　　契約の日から令和６年２月 29 日まで

8，入札参加申込みの方法

下記の書類のｐｄｆファイル又はその圧縮ファイルを 4，の受付期間内に到着するよう受付場所の指定電子メールアドレスへ送信する。（yumemasa@m6.cty-net.ne.jp）

(1)入札参加資格確認申請書（書式は菰野町又は四日市市様式に準ずる）

(2)契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第６号）

(3)会社案内、経営事項審査結果通知書の写し、3,の入札参加資格条件を満たしていることが判断できる書面

(4)施工実績調書（書式は菰野町又は四日市市様式に準ずる）

(5)入札説明書、設計図面等を送信する電子メールアドレス、電話番号及び担当者名を記載した書面

(6)提出書類等について不明な点は小粥建築設計室　小粥吉美　までお問い合わせください。　TEL 090-2570-8931　e-mail:yumemasa@m6.cty-net.ne.jp

9，入札参加の受理

(1)提出された書類は返却しません。

(2)提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者負担とする。

(3)申込後、当社審査会において入札参加資格を確認し、入札参加の可否を判断します。

令和５年５月 11 日

〒513-0012

三重県三重郡菰野町大字川北字 1982-11

有限会社佐藤ピッグファーム

代表取締役　佐藤　大介

様式第６号

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和５年５月　　日

有限会社佐藤ピッグファーム
　代表取締役　佐藤　大介　様

住所
商号又は名称
代表者氏名　　印

当社（私）は、貴社発注の工事請負契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省、三重県、菰野町及び四日市市の機関から工事請負契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注１）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。
　ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注２）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条第２項の規定に基づく排除措置命令又は同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
　なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。